

災害・緊急時の対応

◆「高槻市」(北大阪)に、暴風警報が発令された時の措置について

児童の安全確保のために、高槻市立の各校では下記のように措置いたしますので、よろしくをお願いします。

記

- (1) 午前7時現在で「暴風警報」が発令されている時、自宅で待機してください。
- (2) 午前9時までに解除された時は、その時点から家を出発し、集合場所で全員がそろっていることを確認し、出発してください。出発時刻は各地区ごとに判断してください。学校の授業は全員がそろいしだい始めます。
小学校では、給食物資の調達の関係上、給食は中止となり、4時間目(12時35分)までの授業をして下校します。
- (3) 引き続き午前9時現在で「暴風警報」が発令中の時は、臨時休業とします。
- (4) 登校後に発令された場合、または一定の危険が予測される場合は、状況判断の上、地区別集団下校をします。状況により、保護者迎えをお願いすることもあります。

【参考】大雨・洪水警報が発令された場合

- ①大雨・洪水警報が発令されても、休校ではありません。
状況により休校等の措置をする場合、地区連絡網で連絡します。
- ②学校より連絡のない場合は、通学路等の状況を十分勘案の上、保護者の判断で登校させてください。

◆地震(余震)発生時における安全対策について

*突発的な震度5弱以上の大規模地震(余震)が発生したときの対応

- (1) **登校前** : 学校は臨時休業としますので、各家庭で安全確保に努めてください。
- (2) **登校途中** : 危険な場所を避け、安全な場所に一時避難し、揺れが収まったら、学校か自宅の近い方に行ってください。その際には、落下物に注意し、壊れそうな建物や塀・地割れなどに近づかないようにしてください。
- (3) **在校時** : 学校は、児童を安全な場所へ避難誘導します。学校及び周辺の被害状況を見届け、安全確認の上、保護者に引き渡すまで責任を持って保護・監督をいたしますので、出来る限り速やかに迎えに来てください。

*震度5未満の地震(余震)が発生したとき

原則として臨時休業にはしませんが、学校及び地域の被害状況などにより、児童の安全確保の上から臨時休業の措置をとることもあります。地震では、予測出来ない事態が発生することがあります。各家庭で状況を判断し、安全確保に努めてください。

◆緊急時の下校対応について

緊急度及び事例	学校の対応	P T A、保護者、地域
〔注意喚起レベル〕 ・近隣校区、市内、近隣市において不審者情報があった場合	・お知らせプリント配布 ・ <u>学年単位一斉下校</u> ・教職員パトロール	・プリントによる注意喚起 ・P T A会長、地区委員長、セーフティボランティア代表に連絡
〔警戒レベル1〕 ・五領中校区において不審者情報があった場合	・お知らせプリント配布 ・ <u>学年単位一斉下校</u> ・教職員パトロール	・プリントによる注意喚起 ・P T A会長、地区委員長、セーフティボランティア代表に連絡
〔警戒レベル2〕 ・五領中校区において被害が発生した場合 ・登校後、暴風警報が発令された場合 ・震度5弱未満の地震が発生した場合(被害状況により判断します。)	・ <u>全校地区別集団下校</u> ・教職員パトロール	・P T A会長、地区委員長、セーフティボランティア代表に連絡 ・地区委員より、地区連絡網を回す。 (地震の場合、学校や地域の被害状況により判断します。)
〔警戒レベル3〕 ・五領小校区内で凶悪な事件の発生や、凶悪犯の逃走などが発生した場合 ・在校時の震度5以上の大規模地震が発生した場合	・ <u>保護者への直接引き渡し</u> 児童は学校待機し保護者へ確実な引き渡しを行う。	・P T A会長、地区委員長、セーフティボランティア代表に連絡 ・地区委員より、地区連絡網を回す。 ・地震で地区連絡網が回らない場合、児童は学校で待機しています。 ・地震の場合は、被害に応じた対応をします。(大きな被害でない場合は集団下校もあります。) ・登校前に震度5弱以上の大規模地震が発生した場合は、学校は臨時休業です。登校させないでください。

※緊急連絡等は、携帯電話やパソコンへのメールによる連絡網『ケータイ連絡網』からも情報発信されますので、登録にご協力をお願いします。